

「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」

一部改訂案に関する意見募集について

令和5年3月3日

内閣官房

内閣官房に設置された地理空間情報活用推進会議個人情報保護・知的財産に関するワーキンググループにおいては、地理空間情報に係る個人情報該当性、個人情報を含む地理空間情報の利用・提供を行う際の個人情報保護法制に基づく適正な取扱いを行うための指針である「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」について、個人情報保護法制の改正や社会環境の変化等を踏まえ、改正に向けた検討を行ってきたところですが、このたび令和3年個人情報保護法改正のうち、地方関係分の令和5年4月1日施行に伴う改訂素案を作成いたしました。

つきましては、下記の要領のとおり、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せ頂いた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン一部改訂案

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載

3. 意見募集期間

令和5年3月3日（金）から令和5年3月13日（月）まで

※郵送の場合は、令和5年3月13日（月）必着

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出フォーム（①の場合）又は意見提出様式（②の場合）に倣い、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。また、いずれの場合も、件名又は封書表面に「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン一部改正案に関する意見」と明記してください。

① 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を

確認の上、[意見入力へ](#)のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

② 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

内閣官房地理空間情報活用推進室 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン担当あて

5. 留意事項

- (1) 頂いた御意見は、最終的な決定を行う際の参考とさせていただくとともに、整理した上で検討の結果を公表することとしております。頂いた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめその旨御承知おきください。
- (2) 御意見を正確に反映する必要があるため、電話による御意見の受付は対応致しかねますので、あらかじめその旨御承知おきください。
- (3) 頂いた御意見は、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

以 上